（防衛研究所企画部長（併）防衛政策局付）防衛事務官　平上　功治
防衛政策局付の併任を解除する
防衛監察本部総務課長に転任させる
（北関東防衛局総務部長）同　石尾慎一郎
北海道防衛局次長に昇任させる
（地方協力局補償課施設補償室長）防衛部員　早坂　茂紀
防衛技官（北海道防衛局企画部長）に転任させる
（装備施設本部企業調査課長）防衛事務官　三輪　恒佳
北関東防衛局次長に転任させる
北関東防衛局総務部長事務取扱を命ずる
（北海道防衛局企画部長）防衛技官　越智　文隆
中国四国防衛局総務部長に転任させる
（経理装備局施設整備課付）防衛部員　本田　光徳
防衛技官（九州防衛局調達部長）に転任させる
（装備施設本部監査課長）防衛技官　木島　悦雄
長崎防衛支局長に転任させる
（装備施設本部技術調査官）同　平井　啓友
熊本防衛支局長に転任させる
（地方協力局地方協力企画課政策企画室長）防衛部員　辻　吉巳
防衛技官（沖縄防衛局管理部長）に転任させる
（北海道防衛局調達部長）防衛技官　沼尻　邦男
沖縄防衛局調達部付に転任させる
（防衛医科大学校教務部教務課長）防衛事務官　淺野　正美
防衛医科大学校事務局経理部主計課長に転任させる
（防衛医科大学校教務部教務課医学教育研究推進室長）同　幸野　哲也
防衛医科大学校教務部教務課長に昇任させる
（人事教育局人材育成課援護企画室長）防衛部員　関　正人
防衛事務官（自衛隊札幌地方協力本部副本部長）に転任させる
（情報本部）防衛技官　鈴木　英明
防衛事務官（自衛隊山形地方協力本部長）に転任させる
（札幌地方協力本部副本部長）防衛事務官　野﨑　雅志
（情報本部）同　宮田　義久
（人事教育局厚生課共済企画室長）防衛部員　髙桑　純夫
（技術研究本部技術開発官（航空機担当）付第6開発室長）防衛技官　沼尾　利夫
技術研究本部技術企画部技術情報課長に昇任させる
（技術研究本部航空装備研究所付）同　堀江　和宏
技術研究本部事業監理部計画官に昇任させる
（近畿中部防衛局調達部長）同　伊藤　義光
北海道防衛局調達部長に転任させる
（九州防衛局調達部次長）同　山沢　秀典
近畿中部防衛局調達部長に昇任させる（以上六月二十七日）
（防衛医科大学校副校長（管理担当）（併）防衛医科大学校事務局長）防衛事務官　柴尾　浩朗
防衛医科大学校事務局長の併任を解除する
退職を承認する
退職手当は支給しない（国家公務員退職手当法第二十条第三項の規定による）（六月三十日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、七月十五日午後七時二十五分御出門、小児がん征圧キャンペーン・チャリティーコンサート「生きる二〇一四　～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行啓、同九時二十七分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年7月18日

関東地方整備局長　越智　繁雄

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	日野市旭が丘一丁目44番7から八王子市高倉町57番13までの上下線

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人澤山喜昭は願により公証人を免ぜられた。

山口地方法務局所属公証人松田謙太郎はさいたま地方法務局に所属変更を命ぜられ、公証人澤山喜昭の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人小林健二は願により公証人を免ぜられた。

浅井琢児は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人小林健二の後任を命ぜられた。

前橋地方法務局所属公証人羽島豊は願により公証人を免ぜられた。

中澤三男は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人羽島豊の後任を命ぜられた。

前橋地方法務局所属公証人蝦名俊晴は願により公証人を免ぜられた。

小池充夫は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人蝦名俊晴の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人川村明夫は願により公証人を免ぜられた。

栗原雄一は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人川村明夫の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人牧野泰之は願により公証人を免ぜられた。

永井栄次は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人牧野泰之の後任を命ぜられた。

松下直祐は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人松田謙太郎の後任を命ぜられた。

函館地方法務局所属公証人西田幸示は願により公証人を免ぜられた。

岩渕英喜は公証人に任命され、函館地方法務局所属公証人西田幸示の後任を命ぜられた。

旭川地方法務局所属公証人猪又間喜雄は願により公証人を免ぜられた。

小鹿愼は公証人に任命され、旭川地方法務局所属公証人猪又間喜雄の後任を命ぜられた。（以上七月一日）

東京法務局所属公証人江川功は願により公証人を免ぜられた。

吉田広司は公証人に任命され、東京法務局所属公証人江川功の後任を命ぜられた。（以上七月二日）

京都地方法務局所属公証人松本信弘は願により公証人を免ぜられた。

田中澄夫は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人松本信弘の後任を命ぜられた。（以上七月四日）

東京法務局所属公証人飯田敏彦は願により公証人を免ぜられた。

原敏雄は公証人に任命され、東京法務局所属公証人飯田敏彦の後任を命ぜられた。（以上七月六日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福岡労働局の関係事業主を代表する者時吉敏朗の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年7月18日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年７月30日

4　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。